



令和7年度 補助事業等実績報告書

令和 7年10月30日

函館市長 大 泉 潤 様

住所 北斗市久根別4丁目27-16
補助事業者等 団体名 シーイクオリティ
氏名 代表 佐々木 大生

補助事業等の名称 七重浜海水浴場開設事業

令和7年6月13日函教スをもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和7年9月30日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額 金500,000円

補助金等領収済額 金500,000円

補助金等精算額 金489,715円

補助金等返還額 金10,285円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成29年4月1日
	構 成 員 5名で構成
	営む主な事業 ・障がい児向けのサーフィンイベントの実施 ・七重浜海水浴場開設事業
補助事業等の 内 容	函館市民，周辺住民のレクリエーション及び健康増進の場を確保するとともに，青少年の相互交流・健全育成を図るため，次のとおり安全性に十分配慮した海水浴場を開設運営する。 1 海水浴場名 七重浜海水浴場 2 開設期間 令和7年7月19日（土）～8月17日（日） （悪天候，8月13日を除く27日間） 3 利用者数 6,730人 4 主な事業 （1）遊泳地区内の水難事故防止の管理ならびに救護体制の整備 （2）施設の適切な管理（備品点検，清掃等） （3）地域の住民組織や学校等の協力を得ながら，遊泳区域，海浜公園および周辺地域の環境美化活動を実施 （4）交通事故，暴力事犯，盗犯等の防止を図るため，関係機関との協力体制を整備 （5）七重浜水域安全協議会の一員としてプレジャーボート等による事故防止に努める 5 協力機関等 函館市，北斗市，函館海上保安部，函館中央警察署，上磯郡漁業協同組合上磯支所
補助事業等の 実施による効果	海水浴の水難事故防止をはじめ、住民の交流・レクリエーション機会の創出及び青少年の健全育成が図られた。
備 考	

- （注）
1. この様式は，補助金等の交付を申請し，または，これに係る実績報告をする場合に使用すること。
 2. 補助事業等の内容は，詳細に記載すること。（別紙も可）
 3. 工事の施行を伴う場合は，その実施設計書および図面を添付すること。
 4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部 A B A-B (単位：円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
補助金	3,497,000 (2,997,000) (500,000)	3,457,000 (2,957,000) (500,000)	3,497,000 (2,997,000) (500,000)	3,404,900 (2,904,900) (500,000)	0	52,100	北斗市 函館市
繰越金	0	0	0	0	0	0	
雑収入	0	0	375	375	△ 375	△ 375	利息
合 計	3,497,000	3,457,000	3,497,375	3,405,275	△ 375	51,725	

支出の部 A B A-B (単位：円)

項 目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業	
人件費	1,645,000	1,645,000	1,653,000	1,653,000	△ 8,000	△ 8,000	場長、監視員等
委託費	1,555,000	1,555,000	1,493,000	1,493,000	62,000	62,000	場内整備、清掃 駐車場警備
行事費	40,000	0	40,000	0	0	0	安全祈願祭
施設費	108,000	108,000	106,034	106,034	1,966	1,966	ボート借上、AEDレンタル等
需用費	72,000	72,000	92,331	40,631	△ 20,331	31,369	消耗品等
役務費	77,000	77,000	44,442	44,042	32,558	32,958	保険料、クリーニング代等
合 計	3,497,000	3,457,000	3,428,807	3,336,707	68,193	120,293	

収入 3,405,275 - 支出 3,336,707 = 68,568

※余剰金は、別紙「返還額算出根拠」のとおり、補助金拠出割合に基づき按分し、函館市、北斗市にそれぞれ返還する。

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認めた書類を添付すること。